

不育症検査費用を助成します

香川県では、不育症の方の経済的負担の軽減を図るため、先進医療に位置付けられた不育症検査を対象として、不育症検査に要する費用の一部を助成します。

1 対象となる方は

香川県内（高松市を除く）に居住し、既往流死産回数が2回以上の方。

2 対象となる検査は

流死産の既往のある方に対して先進医療として行われる不育症検査（当該検査の実施機関として届出又は承認がなされている保健医療機関で実施するもの）。

- ・流死産検体を用いた遺伝子検査（次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査）
- ・抗ネオセルフβ2グリコプロテインI複合体抗体検査

1回の検査に係る費用の7割に相当する額（千円未満の端数切り捨て）とし、6万円を上限として助成します。

※ 対象となる方に対して、保険適用されている不育症に関する治療・検査を、保険診療として実施している医療機関で実施した場合に限ります。

※ 先進医療を実施している医療機関一覧

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan02.html>

3 助成の回数は

回数に制限はありません。

4 申請時期は

検査が終了した日の属する年度（年度は4月1日から翌年3月31日まで）内に申請してください。ただし、3月中に検査が終了した場合は、4月末日まで申請できます。

5 お問い合わせ、申請書の提出先は

住 所 地	申 請 窓 口
さぬき市、東かがわ市 三木町、直島町	東讃保健福祉事務所（保健対策課） さぬき市津田町津田 930-2 TEL 0879-29-8264
土庄町、小豆島町	小豆総合事務所（保健福祉課） 小豆郡土庄町湊崎甲 2079-5 TEL 0879-62-1373
丸亀市、坂出市、善通寺市、 綾歌郡、仲多度郡	中讃保健福祉事務所（保健対策第二課） 丸亀市土器町東8丁目 526 TEL 0877-24-9963
観音寺市、三豊市	西讃保健福祉事務所（健康福祉総務課） 観音寺市坂本町 7-3-18 TEL 0875-25-3082

※ 高松市内にお住まいの方は高松市健康づくり推進課（高松市桜町 1-9-12、TEL 087-839-2363）にお問い合わせください。

6 申請に必要な書類は

- ① 香川県不育症検査費用助成事業申請書(第1号様式)
- ② 香川県不育症検査費用助成検査受検証明書(第2号様式)
- ③ 医療機関発行の領収書の原本(原本は複写のうえ返却します。)
- ④ 住民票の写し(原本)(申請時に香川県内に住所を有することが確認できる書類)

※発行から3月以内の原本で、マイナンバーの記載のないもの

- ⑤ 助成金請求書

請求者、口座名義人は申請者と同一としてください。

※不明な点は、最寄りの保健所にお問い合わせください。

7 申請書類は

ウェブサイトで「香川県 不育症検査費用助成事業」と検索し、香川県のホームページ「香川県不育症検査費用助成事業の概要」から申請書類をダウンロードできます。

※申請書類は、県庁子ども家庭課、県保健所にもあります。

香川県 健康福祉部 子ども政策推進局 子ども家庭課(県庁本館17階)

〒760-8570 高松市番町4-1-10 ☎087-832-3285